

総量規制基準告示の一部改正（案）について

【目的】

矢作川・豊川浄化センターにおける栄養塩類管理運転による社会実験を実施するため。

【改正内容】

矢作川・豊川浄化センターに限り、社会実験の期間（2022（令和4）年11月1日から2023（令和5）年3月31日まで及び2023（令和5）年9月1日から2024（令和6）年3月31日までの期間）において、現行C値を国のC値範囲上限まで緩和する。

<窒素>

	8次		9次（案）		国のC値範囲 (Cno、Cniとも)	
	Cno	Cni	Cno	Cni		
高度処理方式の下水処理場のうち、 ・矢作川浄化センター ・豊川浄化センター	15	10	20	20	上限	20
					下限	10

<りん>

	8次		9次（案）		国のC値範囲 (Cpo、Cpiとも)	
	Cpo	Cpi	Cpo	Cpi		
高度処理方式の下水処理場のうち、 ・矢作川浄化センター ・豊川浄化センター	1	1	2	2	上限	2
					下限	1

※ 矢作川・豊川浄化センターは窒素・りんを効率的に除去することができる高度処理方式によって排水処理を実施している。

【告示改正案】

<窒素>

整理 番号	業種その他の区分		窒素含有量 (単位1リッ トルにつきミ リグラム)		備 考	
			(1) Cno	(2) Cni		
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに 限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。 ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間（令和4年11月1日から令和5年3月31日まで及び同年9月1日から令和6年3月31日までの期間）において、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20とする。 (イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のもの に限る。	25	20	

<りん>

整理 番号	業種その他の区分		りん含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)		備 考	
			(1) Cpo	(2) Cpi		
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	<p>(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間（令和4年11月1日から令和5年3月31日まで及び同年9月1日から令和6年3月31日までの期間）において、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、2とする。</p> <p>(イ) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。）にあつては、第3欄(1)の値は、2とする。</p>
		イ	日平均排水量30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5	